平成２８年（フ）第２６３号
川崎市幸区古川町84番地　ホワイトビラ203、前住所川崎市幸区小向仲野町15番５号小向厩舎　Ｅ－１－303
債務者　佐藤　政光
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３２４号
川崎市高津区上作延340番地　市営住宅３－112
債務者　坂上麻衣子
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３２７号
川崎市高津区千年1037番地　ライオンズプラザ武蔵新城　203
債務者　月村　光江
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３６６号
川崎市幸区南加瀬４丁目36番３－306号　市営住宅
債務者　政時　幸生
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４６号
新潟県燕市又新892番地
債務者　和田　千里
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第２８号
静岡県掛川市沢田21番地の３　レオパレスグレンツェ掛川302号室
債務者　加藤　陽子
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第１０５０号
名古屋市緑区久方３丁目21番地の７　メゾン久方202号
債務者　山田　静香
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６７３号
京都市伏見区深草池ノ内町12番地１　メゾン青風503号
債務者　松崎　芳恵
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６８５号
京都市左京区丸太町通川端東入東丸太町11番地４　第二日吉ハイツ403
債務者　戸川　幸介
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６８６号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　都市再生機構小栗栖北団地30－409
債務者　木村清三郎
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６９２号
京都市山科区大宅打明町６番地１　402　渡邊方、前住所埼玉県川越市岸町３丁目30番地27　ヒラタハイツ102号室
債務者　若林　結花（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６９６号
京都市右京区梅津西浦町28番地２　アーバン四条梅の宮306
債務者　大山佑美子こと　鄭　佑美子
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１２号
堺市堺区大浜中町３丁４番17号　カサローザ201号
債務者　屋嘉　直樹
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４０５号
堺市北区南花田町60番地４　カーサスッドフィオーレ101号
債務者　竹島　健二
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４６１号
大阪府富田林市楠風台１丁目12番15号
債務者　若林　幸夫
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５０９号
大阪府羽曳野市伊賀２丁目19番６－302号
債務者　島　　裕之
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５３６号
堺市北区新金岡町３丁３番１－407号、前住所堺市北区常磐町３丁15番地７　サニーハウス401号
債務者　道林　　貢
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係